

原子力発電所の再稼働検討に当たり慎重な判断を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大津波による甚大な被害が引き起こされ、さらに、安全性の確保が大前提である原子力発電所においては、最悪の事態であるメルトダウンが発生し、大量の放射性物質が拡散されるという深刻な情勢となった。

福島第一原子力発電所20キロメートル圏内の地域では、1年数ヶ月が経過した今でも生活の再開が困難な状態であり、福島第一原子力発電所から200キロメートル圏の本市が位置する東葛飾地域もホットスポットとしてマスコミ等で取り上げられ、市民の健康不安や農作物の風評被害は、いまだに沈静化する目途が立たない状況であるとともに、事故を起こした原子炉の冷温停止に向けた安定化や廃炉に向けた技術的検討など、課題が山積している現状である。

また、本市から100キロメートル圏内に位置する東海第二原子力発電所においても、東日本大震災発生時には外部電源をすべて失った上に、非常用発電機の一部故障も発生して、危うい状態であったと報告されている。

政府においては、独立性の高い原子力規制委員会の設置が決定し、9月には原子力発電所に対する見解が示されるようだが、事故が発生した場合の放射能をコントロールする力を持っていない現在の技術では、根本的な解決策を講じることは不可能である。原子力発電所において想定外の事態は、絶対に二度と起こしてはならない。

しかし、エネルギー資源に乏しい我が国において急速なエネルギー施策の方向転換は、社会経済に大きな負担を強いることが懸念されるため、国民生活に十分配慮した再生可能エネルギー等への転換が求められる。

よって、本市議会は国に対し、下記事項を実現されるよう強く求めるものである。

- 1 国民生活と日本経済の基盤となる電力の安定供給を維持しながら、電力多消費型経済からの転換並びに再生可能エネルギー等を含め、将来のエネルギーのあり方について早急に結論を出すこと。
- 2 原子力災害に至った徹底的な原因究明と情報開示、再発防止策の実施を早期に行い、当面、全国の原子力発電所の安全確保に万全を期すこと。
- 3 新たに活断層が発見された原子力発電所や老朽化した原子力発電所などリスクの高い原子力発電所については、廃炉も含め検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

あて

内閣官房長官

厚生労働省

内閣府特命担当大臣（原子力行政）

衆議院議長

参議院議長